

各 位

会 社 名 日 本 製 麻 株 式 会 社 代表者名 取 締 役 社 長 山 村 貴 伸 (コード番号 3306 スタンダード市場) 問合せ先 執行役員総務部長 詫間耕一 電話番号 078-332-8251

当社に関する株式会社ゴーゴーカレーグループによる声明及び一部報道について

当社は、2023年11月22日付「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社取締役の関与によるインサイダー取引の疑いのある当社発行株式の買い付けが行われた事実(以下「本件」といいます。)に関して、特別調査委員会より調査報告書(以下「本調査報告書」といいます。)を受領し、その概要版を公表させていただきました。

これに対し、本件の関係者である株式会社ゴーゴーカレーグループ(以下「本関係法人」といいます。)は、同日付で「当社投資先の特別調査委員会による調査報告書に対する声明」と題するリリース(以下「本声明文」といいます。)を通じて、特別調査委員会の独立性・中立性の欠如および調査手法の不合理性等を主張しており、また、北日本新聞電子版において、「ゴーゴーカレー、インサイダー調査『不当』 独立・中立性欠くと批判」といった見出しの下、本声明文の内容に依拠した報道がなされております。

しかしながら、当社としましては、本声明文には事実と異なる内容および誤った評価が 多分に含まれており、本関係法人の主張は明らかに不当であると考えますので、下記のと おり、本声明文等に対する当社の意見を公表させていただきます。

記

## 1. 本声明文について

# (1) 特別調査委員会の独立性・中立性

本声明文では、当社社外役員(監査等委員である取締役2名)が構成員に含まれていることをもって、特別調査委員会の独立性・中立性が欠如しているなどと主張されています。

この点、一般的に、特別調査委員会として、社外役員を委員とするケースは最近でも多く見られることであって、日本弁護士連合会が公表している「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」(脚注10)においても、「社外役員については、直ちに「利害関係を有する者」に該当するものではなく、ケース・バイ・ケースで判断されることになろう。」と指摘されております。また、日本取引所自主規制法人の「上場会社における不祥事対応のプリンシプル」(平成28年2月策定)に対するパブリックコメントへの回答(No.17)においても、「社外役員を主体とする合議体による委員選定等も効果的な方

法の一つとして考えられる」と述べられており、さらに、日本監査役協会の監査役監査 基準(第28条3項)においても、「監査役は、当該企業不祥事に対して明白な利害関係が あると認められる者を除き、当該第三者委員会の委員に就任することが望まし」いとさ れております。したがいまして、これまでの実例や上記ガイドライン等の記述を踏まえ れば、社外役員を調査委員会の委員とすること自体、基本的に許容されるものと考えま す。

また、後記(2)のとおり、2023年8月21日開催の当社取締役会(以下「本取締役会」といいます。)において、本件の関係者である当社取締役宮森宏和氏(以下「宮森氏」といいます。)が代表取締役を解職されたこと自体は争いようのない事実である上、そもそも解職決議が有効に成立したか否かに問わらず、インサイダー取引規制が成立し得るとの評価は変わらないと考えられます。したがって、特別調査委員会の構成員である当社社外役員2名が「利害関係を有する者」に該当しないこともまた明らかでありますので、今回の特別調査委員会の人選及びその独立性・中立性に問題はないと考えております。

### (2) 調査手法の合理性

本声明文では、本関係法人らからの要請にも関わらず、特別調査委員会が本取締役会の録画データ(以下「本録画データ」といいます。)を調査していないこと、また、当社より宮森氏に本録画データが開示されなかったことをもって、その調査手法が不合理であるなどと主張されています。

しかしながら、概要版には記載はないものの、本調査報告書においては、特別調査委員会は、上記要請を受け、最終的に本録画データの調査に及んでおり、また、本録画データに基づき、本取締役会でのやり取りの仔細に触れた上で、宮森氏の代表取締役解職の事実を認定しております。したがって、特別調査委員が本取締役会の録画データを調査していないとの指摘は、端的に事実無根であります。さらに、当社において、宮森氏に対し、本録画データの開示に応じる義務がないことに加え、そもそも、一般的に、調査委員会が収集した資料を調査対象者に開示することなどあり得ず、また、宮森氏への本録画データの開示の有無により、調査手法の合理性が左右されるものもありませんので、この点についても全く問題はないと考えております。

#### 2. 一部報道について

上記1で述べましたとおり、本声明文には事実と異なる内容および誤った評価が多分に含まれており、本関係法人の主張は明らかに不当であるところ、本声明文に依拠する内容の北日本新聞電子版をはじめとする一部報道については、当社への取材も一切行われることなく、一方的かつ偏重した報道がなされていると言わざるを得ません。そのような報道が横行していることに対し、当社としては、極めて遺憾であると考えております。

## 3. 最後に

改めて、当社グループのお客様をはじめ、株主、取引先等関係者の皆様には、多大なご 迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

なお、2023年11月29日付「再発防止策及び関係者の処分に関するお知らせ」にてお伝え しましたとおり、当社は、本件が発生してしまったことそれ自体については厳粛に受け止 めており、可及的速やかに社内体制の整備及び信頼回復に努めてまいりますので、何卒ご 理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上